

改 正 後	改 正 前
死体解剖資格認定要領	死体解剖資格認定要領
<p>第一 (略)</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖を行った経験を有する者</p> <p>ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例又は最大4例までは法医学との合同解剖症例(行政・承諾・死因・身元調査法解剖)を加えた場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。<u>ただし、上記の職にある者で2年以内に退職を予定しているものであって、退職後も継続して医学又は歯学に関する大学の解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事するものについては、1の</u></p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 認定の基準</p> <p>1 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の認定(以下「認定」という。)は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖を行った経験を有する者</p> <p>ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例を<u>含む</u>場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。</p>

(3) に掲げる者とみなして認定を行う。

第三 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 第二の1の(3)に該当する者及び第二の2のただし書きにより第二の1の(3)に掲げる者とみなされた者にあつては次の書類（ただし、ウについては、有する場合に限る。）

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(4) (略)

2 (略)

第三 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類（ただし、ウについては、有する場合に限る。）

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(4) (略)

2 (略)